

令和2年度 実地指導における主な指摘事項
(居宅介護支援)

項目	指摘事項	改善事項 (根拠法令等)
<p>人員に関する基準</p>	<p>事業所の管理者は、当該事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならないところ、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているとは言えなかった。</p>	<p>事業所の管理者は、業務管理にあたっては従業者に対して報告・連絡・相談といった基本的事項について周知徹底及び指揮命令を行うことによって組織体制を構築しなければなりません。(基準条例第19条「管理者の責務」)</p>
	<p>管理者が常勤でない月が確認された。</p>	<p>事業者は、事業所ごとに専ら職務に従事する常勤の管理者を配置しなければなりません。(基準条例第5条「管理者」)</p>
	<p>1以上の員数の介護支援専門員が常勤でない月が確認された。</p>	<p>事業所ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければなりません。(基準条例第4条「従業者の員数」)</p>
<p>設備に関する基準</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>運営に関する基準</p>	<p>事業者は、事業の運営に当たって、市やサービス事業者等との連携に努めなければならないところ、特定の事例において、連携に努めているとは言えない対応となっていた。</p>	<p>事業者は、平常時の対応はもとより、営業時間外であっても緊急時は事業者等との連携に努めなければなりません。(基準条例第3条「基本方針」)</p>

項目	指摘事項	改善事項 (根拠法令等)
運営に関する基準	事業者は、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないところ、特定の事例において、サービス提供が確保されるために必要なサービス事業者との連絡調整など事業者として行うべき対応を怠っていた。	事業者は、居宅サービス提供中においても、居宅サービス計画に基づくサービス提供が十分に確保されるべく、必要な措置を講じる必要があります。(法第8条第24項)
	事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないところ、利用者の居宅介護支援を行う基本的姿勢である、利用者観点からの支援や連携に関する基本方針、緊急時の対応など、資質に欠ける点が複数確認された。	事業者は、これらの点を踏まえた研修の機会を確保することで、介護支援専門員の資質の向上を図らなければなりません。(基準条例第21条「勤務体制の確保」)
	運営規程の内容と実際のサービス提供内容に相違が見られた。	事業者は、事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程を定める必要があり、その内容は実際のサービス提供内容等と照らし合わせ、現実に即したものにする必要があります。(基準条例第20条「運営規程」)
	事業所の営業日において、全ての介護支援専門員を休日としている日が複数確認され、当該日においては、いずれの介護支援専門員も当該業務を担当していなかった。	事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、営業日及び営業時間中は、当該事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければなりません。(基準条例第21条第2項「勤務体制の確保」)

項目	指摘事項	改善事項 (根拠法令等)
運営に関する基準	事業所の運営規程や介護支援専門員が変更されているにもかかわらず、その届出がされていなかった。	厚生労働省令で定める事項に変更があったときには、10日以内に、その旨を市長に届け出なければなりません。(介護保険法第82条「変更の届出等」及び介護保険法施行規則第133条「指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等」)
	課題分析標準項目(平成11年11月12日老企第29号)の確認が不足しているものや生活全般の解決すべき課題の把握が不十分なものが見受けられた。	アセスメントは、介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いる必要があります。(基準条例第15条第6号及び7号「指定居宅介護支援の具体的取扱方針」)
	利用者又はその家族に対し、あらかじめ、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を病院又は診療所に伝えるよう求めていなかった。	入院先医療機関と早期から連携しておくことは、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながることから、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を病院又は診療所に伝えるよう求める必要があります。(基準条例第6条「内容及び手続きの説明及び同意」)
	自己評価を実施していなかった。	介護支援専門員は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常に改善を図る必要があります。(基準条例第14条第2項「指定居宅介護支援の具体的取扱方針」)

項目	指摘事項	改善事項 (根拠法令等)
運営に関する基準	居宅サービス計画原案に医療系サービスを位置づけているにもかかわらず、主治の医師等の意見が確認されていない事例があった。	居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスを位置付ける場合にあっては、「当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うもの」とされていることから、医療連携シート等により意見を求め指示があることを確認する必要があります。(基準条例第15条第21号及び23号「指定居宅介護支援の具体的取扱方針」)
	居宅サービス計画原案に医療系サービスを位置づけているものについて、意見を求めた主治の医師等に対して、当該居宅サービス計画を交付していなかった。	主治の医師等の意見を確認し、居宅サービス原案に位置づけた居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付する必要があります。(基準条例第15条第22号「指定居宅介護支援の具体的取扱方針」)
介護給付費の算定及び取扱い	特定事業所加算(Ⅲ)の算定において、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しなければならないところ、必要に応じた利用者等の相談に対応しておらず、算定要件を満たしていなかった。	過去に請求した特定事業所加算(Ⅲ)について自主点検を行い、算定要件を満たさないものについては過誤調整を行う必要があります。(算定基準別表ハ)
	入院時情報連携加算(Ⅰ)について、利用者が入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供するところ、入院日から情報提供日までに4日経過しているにもかかわらず、同加算(Ⅰ)を算定しており、算定要件を満たしていなかった。	算定要件を満たさない加算算定については自主点検をするとともに、過誤調整を行う必要があります。(算定基準別表ニ)

*法…介護保険法（平成9年法律第123号）

*基準条例（居宅介護）…延岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第16号）

*算定基準…指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第20号）